

町民憲章と自治基本条例の比較表

資料3

	遠軽町町民憲章	遠軽町まちづくり自治基本条例
制定の目的	<p>「将来のまちの理想像」を示し、その実現に向かう「意欲を表明」するもの</p> <p>まちづくりのための「町民生活の規範や目標」を示します</p>	<p>自治体運営のための基本的な理念と原則、それを実現するための制度や仕組みを規定する「法規範」</p> <p>地方自治体という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める「まちづくりの基本ルール」</p> <p>(第1条)</p> <p>この条例は、遠軽町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町の役割と責務、町政運営の基本原則並びに町民の町政への参画及び協働のまちづくりに関する事項を定めることにより、住民自治の実現を図ることを目的とする。</p>
性格	町民の誓い	町の自治のきまり
内容	まちづくりの基本理念	まちづくりの基本理念+町・町民・議会の権利や役割+行政運営の基本的ルール
地勢	<p>大雪山系の山々から連なる豊かな森林(もり)と、そこから生み出される清流(みず)によって育まれた文化の香り漂う私たちのふるさと遠軽町。</p>	<p>(前文)</p> <p>わたくしたちは、北海道の屋根と呼ばれる大雪山系から広がる豊かな森林(もり)と、オホーツク海に注ぐ清流(みず)「湧別川、生田原川」の流れとともに歩む遠軽の町民です。</p>
目指す姿と決意	<p>高遠な理想に燃える先人達が夢を持ち壮大な構想を描き、開拓の鍬を打ちおろした志を受けつぎ、さらなる理想郷をつくるため、ここに町民憲章を定めます。</p>	<p>(前文)</p> <p>わたくしたちは、地方分権の時代にあって、地域のことは地域の責任のもとに決定し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、町民、議会及び町がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携を深め、協働して、新しい時代の進路を拓いていくことが求められています。</p>

		<p>まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、情報を共有し、町民自らの責任において町政に参画するとともに、互いの立場を尊重し、協働してまちづくりを進めます。さらに、町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら広域的なまちづくりに努めます。こうした取り組みの中で、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、この町の将来に夢や希望を抱き、「ふるさと遠軽」を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりをめざします。</p> <p>たくしたちは、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、町民の町政への参画と協働に関する事項を定めることにより、住民自治を実現し、活力に満ち、ゆとりと豊かさの実感できる住みよい遠軽町を創っていくことを誓います。</p> <p>ここに、すべての町民に共有され、遵守される最高規範として、この条例を制定します。</p>
<p>基本理念 基本原則</p>	<p>「育（はぐく）み・創（つく）り・愛（あい）し・励（はげ）む心（こころ）で、永遠（とわ）に輝く遠軽町」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と大地の恵みに感謝し、大切に守り育む心 ・歴史と伝統を礎に、未来に誇れる文化を創る心 ・人の和で絆を深め、明るく歩む郷土を愛する心 ・生活に生きがいを持ち、互いに学びあい励む心 	<p>(第3条)</p> <p>町民、議会及び町は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。</p> <p>(2) 豊かな自然環境を生かし、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と自然が共生し環境に調和したまちづくりを進める。</p> <p>(3) 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。</p> <p>2 町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら、協働してまちづくりを推進する。</p>

		<p>(第4条) まちづくりは、町民一人ひとりが自律の精神のもとに、互いに尊重し、助け合いながら継続的かつ創造的に進めていくことを基本とする。</p> <p>(第5条) まちづくりは、町民及び町が町政に関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。</p> <p>(第6条) まちづくりは、町民自らの責任において参画するとともに、町民及び町が相互理解のもとに、互いの立場を尊重し、協働して進めていくことを基本とする。</p> <p>(第7条) 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重する協働のまちづくりに努めなければならない。</p>
<p>キーワードで対比</p>		
<p>「育む」 「永久に輝く」 (自然との共生)</p>	<p>・ <u>自然と大地の恵み</u>に感謝し、大切に<u>守り育む</u>心</p>	<p>(第3条第1項第2号) <u>豊かな自然環境を生かし</u>、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と<u>自然が共生し環境に調和</u>したまちづくりを進める。</p>
<p>「創り」 (歴史と伝統の継承、創意工夫)</p>	<p>・ <u>歴史と伝統</u>を礎に、未来に誇れる<u>文化を創る</u>心</p>	<p>(前文) わたくしたちは、地方分権の時代にあって、地域のことは地域の責任のもとに決定し、<u>個性豊かな地域社会を築いていく</u>ためには、町民、議会及び町がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携を深め、協働して、<u>新しい時代の進路を拓いて</u>いくことが求められています。</p> <p>(第3条第1項第3号)</p>

		<p><u>郷土の歴史や伝統文化の保護・継承</u>を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、<u>個性豊かな活力あるまちづくり</u>を進める。</p>
<p>「愛し」 (人の和、人権尊重、愛郷精神)</p>	<p>・ <u>人の和で絆を深め、明るく歩む郷土を愛する心</u></p>	<p>(前文)</p> <p>まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、情報を共有し、町民自らの責任において町政に参画するとともに、<u>互いの立場を尊重</u>し、協働してまちづくりを進めます。さらに、<u>町外の人々との交流を深め、相互に連携を図り</u>ながら広域的なまちづくりに努めます。こうした取り組みの中で、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、この町の将来に夢や希望を抱き、<u>「ふるさと遠軽」を誇りに思う強い絆で結ばれた</u>まちづくりをめざします。</p> <p>(第3条第1項第1号)</p> <p><u>人を大切にする</u>ことがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で<u>活力に満ち</u>、安心して暮らせるまちづくりを進める。</p> <p>(第3条第2項)</p> <p>町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、<u>互いの立場を尊重</u>し、相互に補完しながら、<u>協働</u>してまちづくりを推進する。</p> <p>(第4条)</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自律の精神のもとに、<u>互いに尊重し、助け合いながら</u>継続的かつ創造的に進めていくことを基本とする。</p> <p>(第7条)</p> <p>町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的<u>人権を尊重</u>する<u>協働</u>のまちづくりに努めなければならない。</p>
<p>「育み」 「励む」</p>	<p>・ 生活に<u>生きがい</u>を持ち、互いに<u>学び</u>あい<u>励む</u>心</p>	<p>(第3条第1項第1号)</p> <p>人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思い</p>

<p>(教育、文化、勤勉)</p>		<p>やるころ豊かな<u>人を育む</u>ことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。</p> <p>(第3条第1項第3号)</p> <p>郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、<u>産業及び文化の活性化</u>並びに町民の<u>福祉の増進</u>を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。</p>
-------------------	--	--